

## バイク通学を許可される基礎となる条件

通学距離が10km以上（駅まで2km以上）で、交通不便な者（当該学年と生徒指導部の審議有り）

### バイク通学者の遵守事項について

- 1 使用するバイクは、排気量50cc以下の原動機付自転車とし、必ずフルフェイスのヘルメットを正しく着用すること。
- 2 使用するバイク及びヘルメットには、学校から交付されたステッカーを確認しやすい場所に貼付すること。
- 3 学校指定の安全講習会は必ず受講すること。
- 4 自賠責保険の他、任意保険にも加入し、その写しを学校に提出すること。
- 5 定期点検を受け車両の整備に心がけ、不当な改造をしないこと。
- 6 バイクは所定の場所に正しく置き、ヘルメットはホルダーに付け施錠し盗難防止に努めること。
- 7 道路交通法を遵守し、二人乗り、けん引などの危険な走行をしないこと。
- 8 他の生徒に配慮し、通学以外でのバイク使用は慎むこと。

### バイク通学停止・取り消しについて

- 1 遵守事項に違反したり、あるいは加害事故を起こしたり、交通安全義務違反があった場合は、バイク通学の一定期間停止または取り消しの上、生徒指導内規により指導または処置を受ける。
- 2 バイク通学で遅刻が多い場合には、一定期間バイク通学を停止し、以後守れない場合は取り消しとする。